

旭川市住宅耐震改修補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の耐震化を促進し、地震の被害から市民の生命・財産を保全するため、住宅の耐震改修に要する費用の一部についての補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断員 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士で、同法第23条第1項の建築士事務所のうち次のいずれかに所属している者をいう。
 - ア 本市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所
 - イ 耐震改修工事を行おうとする住宅の建築設計を行った建築士事務所
- (2) 木造耐震診断員 耐震診断員で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断で登録している者をいう。
- (3) 耐震診断 木造の一戸建て住宅については木造耐震診断員が、それ以外の住宅については耐震診断員が、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別添）に基づき、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震改修施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている建設業を営む次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市内に事業所、支店又は営業所を置く者
 - イ 耐震改修工事を行おうとする住宅の建築を行った者
- (5) 耐震改修工事 耐震改修施工者が行う地震に対する安全性の向上を目的とした工事で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合している工事をいう。
- (6) 施行者 この要綱による補助金の交付を受けて耐震改修工事を行おうとする住宅の所有者（国、地方公共団体、独立行政法人を除く。補助の対象とする住宅が区分所有である場合は管理組合又は全ての区分所有者。補助の対象とする住宅の所有者が複数である場合は全ての所有者）で、第5条の申請をする者をいう。
- (7) 専門機関 北海道の既存住宅耐震改修事業補助金交付要綱別表により、専門的機能を有すると北海道知事が認める機関その他市長が認める機関をいう。

(8) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則3階以上のものをいう。

(9) 住宅 一戸建て専用住宅、長屋又は共同住宅、兼用若しくは併用住宅（住宅の部分の延べ床面積の合計が建築物全体の延べ床面積の合計の1/2以上）をいう。

（補助の対象）

第3条 この要綱による補助金は、本市内に存する住宅で、次に掲げる全ての要件に該当するものの耐震改修工事に要する費用の一部を補助するものである。

(1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した住宅

(2) 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅

(3) 耐震診断及び耐震改修工事に必要な関係図書等がある又は関係図書等を準備できる住宅

(4) 所有者が自ら居住の用に供している住宅

(5) この要綱による補助金の交付を受けたことがない住宅

2 区分所有の場合においては、前項第4号の住宅を住戸ごとに適用し、住宅の一部を補助金の対象とすることができる。

3 補助金の対象とする住宅の所有者（複数である場合は全ての所有者）及び施行者は、次に掲げる要件に該当しない者とする。

(1) 市税の滞納がある者（区分所有の場合は、補助の対象とする住戸に限る。）

(2) 「旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）」第2条第1号の暴力団及び第2号の暴力団員に該当する者

4 補助金の対象とする耐震改修工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 区分所有である住宅の場合は、耐震改修実施について管理組合総会で承認されていること又は区分所有者全員の合意があること。

(2) 共同住宅（木造で延べ床面積500㎡以内のものを除く。）である場合は、専門機関により耐震診断結果が確認され、かつ、専門機関の評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。

(3) 交付決定を受ける前に耐震改修に着手していないこと。

5 補助金の対象は、前各項に定めるもののほか、当該住宅の差押等の所有関係の確認に関する事項で特に必要なときは、市長は要件を付すことができる。

（補助金の額の算定方法）

第4条 補助金の対象とする耐震改修に要する費用（耐震改修に起因して発生する付帯工事を

含み、消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「耐震改修工事費用」という。)は、次に掲げるもののいずれか低い額とする。

(1) 補助金の対象とする住宅の耐震改修工事費用

(2) 住宅の種別ごとの算定額

ア マンションについては、49,300円/㎡に床面積を乗じた額

イ 一戸建て専用住宅及びマンション以外の対象住宅については、33,500円/㎡に床面積を乗じた額

2 補助金は、次に掲げるもののいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 前項の耐震改修工事費用の23%の額

(2) 822,000円/戸

(3) 当該年度の予算額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、耐震改修工事の契約を締結する前に補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて当該年度の9月30日までに施行者が市長に申請する。

(1) 耐震改修工事費用の見積書

(2) 現状の補助金の対象とする住宅の配置図、平面図及び付近見取図

(3) 現状の耐震診断報告書(耐震診断員が行ったものに限る。)

(4) 補助金の対象とする住宅が第3条第5項第2号の住宅である場合、前号の耐震診断に係る専門機関の耐震診断判定書の写し

(5) 耐震改修工事の工程が確認できる書類

(6) 改修内容が記載された配置図、平面図等

(7) 補強後の想定耐震診断報告書(耐震設計者が行ったもの)

(8) 補助金の対象とする住宅が第3条第5項第2号の住宅である場合、前号の耐震診断に係る専門機関の耐震改修評定書の写し

(9) 補助金の対象とする住宅が区分所有である場合は、耐震改修実施について管理組合総会で承認されていることが確認できるもの(総会議事録等)及び管理組合同規約の写し又は区分所有者全員の合意があることが確認できる書類

(10) 施行者及び補助金の対象とする住宅の所有者(複数である場合は全ての所有者)の市税の納税証明書(完納証明書)

(11) 補助金の対象とする住宅の登記事項証明書等及び所有者の住所・氏名等を証明できる書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条各号の書類の審査の結果、第3条の要件を満たしたもので事業が適切であると認めるときは、第4条において算定した交付額により補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により施行者に通知する。

2 市長は、前条各号の書類の審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により施行者に通知する。

3 市長は、第2項の交付を決定する場合において建築基準法に照らして必要があると認めたときは、補助金交付について条件を付すことができる。

(着手の届出)

第7条 前条第1項の通知後、契約を締結したときは、前条第1項の通知日から14日以内に着手届出書（別記第4号様式）に耐震改修工事の請負契約書の写しを添えて施行者が届出する。

(申請の変更又は取りやめ)

第8条 第6条の補助金の交付の決定後における耐震改修工事の内容若しくは申請額の変更又は耐震改修工事の取りやめは、施行者が当該年度の12月26日までに（変更・取りやめ）申請書（別記第5号様式）により市長に申請する。

2 前項の変更申請の場合は、同項の申請書に次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 耐震改修工事費用が変更になる場合は、耐震改修工事費用の見積書

(2) 耐震改修工事の内容又は申請額の変更を確認できる書類

(3) 耐震改修工事の内容に変更があり、かつ、補助の対象とする住宅が第3条第5項第2号に掲げる住宅である場合は、内容変更後の第5条第8号に掲げる耐震改修評定書の写し

(申請の変更又は取りやめの決定)

第9条 第6条第1項及び第2項の規定は、前条の変更申請の場合について準用する。この場合において、「補助金交付決定通知書（別記第2号様式）」とあるのは、「変更決定通知書（別記第6号様式）」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項において準用する第6条第1項の審査の結果、変更を決定しないときは、その旨を書面により施行者に通知する。

(完了報告)

第10条 耐震改修工事の完了報告は、耐震改修工事が完了し、当該年度の1月31日までに完了実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて施行者が市長に報告する。

(1) 工事施工前、工事施工中及び工事施工後の別がわかる写真

(2) 耐震改修工事費用の領収書

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条による完了報告があったときは、当該報告書の内容を審査及び必要に応じて実地検査等を行う。この場合において、事業が適切に完了したと認めるときは、第4条に照らして交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別記第8号様式）により速やかに施行者に通知する。

2 市長は、前項の審査等の結果、事業が適切に完了していないと認めるときは、施行者に対し必要な是正の措置を講ずるよう指導をする。

3 前項の是正の措置を確認したときは、第1項後段を準用する。

（補助金の請求）

第12条 前条第1項の通知後、補助金の請求は、当該年度の2月26日までに施行者が請求書（別記第9号様式）により行う。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、取消しに係る部分に関し期限を定めてその返還を命ずる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条による財産の処分の制限に該当したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（理由の提示）

第14条 第11条第2項の指導をするとき又は前条により交付決定の全部又は一部を取り消すとき若しくは補助金の返還を命ずるときは、施行者に対してその理由を文書により通知する。

（関係書類の整備）

第15条 施行者は、この要綱による耐震改修工事の補助事業に係る経費を明らかにした書類

及び帳簿等を補助事業完了年度の翌年度の初日から、5年間保管する。

(調査への協力)

第16条 市長は、この要綱による補助事業を適正に執行するに当たり必要な調査等を行うときは、施行者に協力を求めるものとし、その協力が得られないときは、第13条により補助金の交付決定を取り消すことがある。

(その他)

第17条 この要綱の期日をもって定めるものが本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日をもってその期限とする。

2 前項によるほか、この要綱による補助事業に必要な事項又は定める期日が事務処理において支障がある場合は、市長が別に定める。

3 第5条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第10条第1項の手続において、当該事務処理に必要な場合は、市長が書類の添付を求めることができる。

4 第5条第1項、第8条第2項及び第10条第1項の手続において、特に必要な理由があると認める場合は、市長がその申請書又は報告書に添える書類の代替となる書類の添付を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。